

USEN MUSIC サービス契約約款

（「USEN IoT PLATFORM サービス契約約款」から
「USEN MUSIC」を分割して新設）

2024年5月15日版
株式会社USEN

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社USEN（以下「当社」といいます。）は、このUSEN MUSIC 契約約款（別紙を含み、以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に従いUSEN MUSIC（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、次の場合に、当社の裁量により本約款を変更することができます。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に異議なく同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	当社に対して利用契約の締結を申し込む者
契約者	当社と利用契約を締結した者
契約更新期間	利用契約の契約満了日の属する月の初日から末日までの期間
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
本サービス取扱所	本サービスの提供に関する業務を行う当社または当社の指定する事業所
据置型無線通信装置	当社が貸与し、利用契約に定める設置先住所において据置で使用される本サービスの提供を受けるためのアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	据置型無線通信装置との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備
契約者回線	利用契約に基づいて、無線基地局設備と契約者の据置型無線通信装置との間に設定される電気通信回線
契約者回線等	当社または関連事業者の本サービスにかかる電気通信回線等および必要により設置される電気通信設備並びに相互接続点
USEN MEMBERS	当社所定のサービスの利用者向けに当社が提供するコンテンツを利用することができるタブレット向けアプリ
USEN MUSIC リモコンアプリ	据置型無線通信装置の操作ができるタブレット向けアプリ
USEN MUSIC 再生アプリ	チャンネルを再生することができるタブレット向けアプリ

USEN MESSAGE アプリ	店内アナウンスを組み合わせ、編集することができるタブレット向けアプリ
店内アナウンス	店内アナウンス向けに当社があらかじめ用意した楽曲および音声
チャンネル	BGM 向けに編成した楽曲等の組み合わせ
AI チャンネル	当社の AI 技術を用い自動的に編成されるチャンネル
プログラム	契約者がチャンネルを組み合わせで定める番組プログラム
SIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの
STB 等	SIM カードを内蔵した据置型無線通信機器
タブレット	USEN MUSIC アプリ向けに当社が貸与するタブレット
対象店舗	契約者が本サービスを利用する場所として指定した店舗または施設
IoT 機器	タブレット、その他の当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与する機器
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条（本サービス）

本サービスの概要は次のとおりとし、具体的なサービス内容は第 3 章で規定するものとします。

名称	概要
USEN MUSIC	当社が契約者に STB 等またはタブレットを貸与し、AI チャンネルを含む BGM、店内アナウンスおよび通信を一体的に提供するサービス

第5条（IoT 機器等および STB 等の貸与）

本サービスの利用に必要な IoT 機器および STB 等（以下、総称して「貸与機器等」といいます。）は、当社から貸与します。貸与機器等の貸与については、第 4 章で規定するものとします。

第6条（サービス提供区域）

本サービスは、日本国内において提供します。ただし、その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本サービスの利用に伴うアプリを利用することができない場合があります。

第 2 章 利用契約

第7条（利用契約申込みの方法）

申込者は、本約款の内容を承諾の上で、当社所定の方法により利用契約の申込みを行うものとします。

第8条（申込みの承諾）

- 当社が前条の申込みを承諾したときに、利用契約は申込み受付日に遡って成立するものとします。
- 2 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 利用契約の申込みに虚偽の内容が含まれていたことが判明したとき。
 - (2) 本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) 第20条（本サービスの提供の停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、または契約を解除されたことがあるとき。
 - (4) 当社の電気通信サービスまたはBGMサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または当該サービスの利用の停止を受けたことがあるとき、またはこれらの措置を受けた契約者と関係があるとき。
 - (5) 自らまたは自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であるとき。
 - (6) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 3 当社は、前項の規定により利用契約の申込みを承諾しないときは、申込者に対して、承諾しない旨のみを当社所定の方法で通知します。この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。

第9条（提供開始日および契約期間）

本サービスの提供開始日は、利用契約に基づき当社がIoT機器すべてを引き渡した日とします。

- 2 利用契約の契約期間は、本契約の成立日から、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日を起算日として2年間が経過する日までとします。ただし、契約更新期間中に契約者、当社のいずれからも更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から2年間、同一条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第10条（本サービスのプラン変更）

契約者は、本サービスのプランの変更を希望する場合には、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお、プランの変更後も、利用契約の契約期間は変更されないものとし、プランの変更の他、利用契約は有効に存続するものとします。

第11条（利用の一時休止）

契約者は、当社所定の方法で休止を開始する月の前々月末日までに届出を行ったうえで、当社が一時休止可能と判断した場合は、別紙料金表に定める一時提供休止手数料を当社に支払うことにより、本サービスの利用を一時休止することができます。

- 2 一時休止期間は、月の初日を開始日とした1ヶ月単位かつ6ヶ月以内で定めるものとします。

第12条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所その他の当社に届け出た事項について変更があった場合には、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 契約者は、当社から求められた場合には、前項の届出内容を証明する書類を提示するものとします。
- 3 本条に基づく手続きを怠ったことにより、本サービスの利用ができない等、契約者または第三者に生じる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 契約者が第1項の届け出を怠ったことにより当社からの通知が不達または遅延した場合、通常到達すべき時に到達したとみなします。

第13条（権利および義務の譲渡の禁止）

契約者は、本約款、利用契約に基づき生じる権利および義務を、第三者に譲渡することができません。

第3章 USEN MUSIC

第14条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次表のとおりとします。

名称	内容
(1) USEN MUSIC 専用 BGM サービス	STB 等を受信器とし、楽曲等を USEN MUSIC 契約者が対象店舗内の BGM として利用するために当社が配信するサービスおよびこれに付随するサービス（楽曲等のファイルを STB 等に保存し、それを再生するサービスではありません。）
(2) 店内アナウンスサービス	STB 等を放送システムとし、店内アナウンスを、USEN MUSIC 契約者が対象店舗内のアナウンスとして利用するために当社が提供するサービスおよびこれに付随するサービス
(3) 契約者回線	USEN MUSIC 専用 BGM サービスおよび店内アナウンスサービスその他本サービスの通信に利用することを主な目的として、STB 等により当社が提供する電気通信サービス

- USEN MUSIC 専用 BGM サービスおよび店内アナウンスサービスの利用には、スピーカー、アンプその他の音響機器およびそれらの配線等（以下「音響機器等」といいます。）を必要とします。なお、本サービスには、音響機器等の提供ならびに設置工事を含みません。
- 対象店舗がサービス提供区域内にある場合であっても、STB 等の設置場所その他対象店舗の環境により電波が伝わりにくく、通信速度が低下すること、および STB 等が通信できないことにより本サービスを利用できないことがあります。なお、本サービスには、電波改善装置の提供を含みません。
- 前二項の規定にかかわらず、別途契約者と合意した場合には、当社は、有償にて前二項に定める機器の提供または工事を行うことがあります。

第15条（使用許諾）

契約者は、楽曲等を対象店舗内の BGM としてのみ利用することができ、それ以外の目的に利用することはできません。

- 契約者は、店内アナウンスを、対象店舗内のアナウンスとしてのみ利用することができ、それ以外の目的に利用することはできません。
- 契約者は、契約者回線を、USEN MUSIC 専用 BGM サービスおよび店内アナウンスサービスその他本サービスの通信以外の通信に利用することができます。ただし、その通信量および利用状況により、USEN MUSIC 専用 BGM サービスおよび店内アナウンスサービスその他本サービスの一部または全部の利用に影響を及ぼすことがあることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

第16条（USEN MUSIC アプリ）

USEN MUSIC アプリのインストール、設定、バージョンアップまたは再インストールは、当社が行うものとし、契約者は自らこれらの行為を行ってはならないものとします。

第17条（AI チャンネル）

AI チャンネルは、AI 技術を用いた当社のシステム（以下「AI エンジン」といいます。）が、契約者回線等を通じて STB または USEN MUSIC アプリから取得した情報および天気その他の外部情報の条件に照らして編成し、STB 等に送信されます。送信時に STB 等が通信できない場合には、AI チャンネルの更新が行われな場合があります。

- AI エンジンは、天気を AI チャンネルの編成の参考情報の一つに利用しますが、一定時間ごとに編成を行う性質上、急激な天気の変化に対応した AI チャンネルの編成および STB 等への送信はで

きません。

- 3 AI エンジンは、契約者の嗜好に合致する AI チャンネルを編成することを保証するものではありません。契約者の嗜好により近い楽曲等が AI チャンネルで編成されるようにするには、契約者が USEN MUSIC アプリによりチューニングを行う必要があります。
- 4 AI エンジンは、再学習の結果、同一の条件であっても異なる楽曲による AI チャンネルを編成し、または異なる条件であっても、同一の楽曲による AI チャンネルを編成することがあります。

第18条（著作物の使用料等）

当社は、契約者が USEN MUSIC 専用 BGM サービスにより提供される著作物を対象店舗の BGM として利用するために、契約者により必要となる著作権等管理事業者（一般社団法人日本音楽著作権協会を含みますがこれに限らず、以下「管理事業者」といいます。）に対する手続きおよび著作物使用料の支払いを契約者に代わり行うものとし、契約者は当該利用にかかり生じる管理事業者に対する著作物使用料の支払を要しないものとします。

- 2 当社は、楽曲の管理および適正な使用にかかる目的を有する第三者（管理事業者を含みますがこれに限られません。）に、契約者および利用契約にかかる情報（利用契約を締結または解約をした事実を含みます。）を開示することがあります。契約者は、これをあらかじめ承諾するものとします。

第19条（権利の帰属先）

本サービスにより提供される楽曲、音声、文書、図画、CD ジャケット写真等にかかる電子データファイル、AI チャンネル、本サービスの提供のために必要なコンピュータプログラム、データベース、Web サイトデザイン等（以下、総称して「楽曲ファイル等」といいます。）にかかる著作権、著作隣接権、商標権その他一切の知的財産権およびノウハウは、当社または正当な権利を有する権利者（レコード会社を含みますが、これに限られません。）に帰属するものとします。

第20条（本サービスの提供の停止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本サービスにかかるシステム等の点検および保守作業を定期的または緊急に行う場合
 - (2) インターネット接続サービス等の通信回線が事故等により停止した場合
 - (3) 不可抗力等により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 本サービスの外部連携サービス等に、トラブル、サービス提供の中断や停止、連携の停止および仕様変更等が生じた場合
 - (5) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わない場合
 - (6) 第7条（利用契約申込みの方法）に基づく申込み虚偽の内容が含まれることが判明した場合
 - (7) 本約款の規定に違反する行為であって、本サービスにかかる業務の遂行または当社若しくは外部事業者に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合
 - (8) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、本条に基づき当社が行った措置により、契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第21条（オプションサービス）

当社は、本サービスに付随関連して、USEN MESSAGE（以下「オプションサービス」といいます。）を提供する場合があります。なお、オプションサービスの内容は、次表のとおりとします。

名称	内容
(1) USEN MUSIC 版	独自アナウンスを制作し、USEN MUSIC にアップロードすることにより、店内アナウンスサービスの対象店舗用アナウンスとして利用することができるサービス

(2) S' sence 版	独自アナウンスを制作し、別途当社が提供するオリジナル店内放送提供サービス「S' sence」にアップロードすることにより、当該サービスの対象店舗用アナウンスとして提供することができるサービス
----------------	---

- 2 オプションサービスの基本利用料は当社が別途提示した金額とし、契約者は当社所定の方法により支払うものとします。
- 3 USEN MUSIC 版は、USEN MUSIC を利用するサービスであり、USEN MUSIC の利用契約を必要とします。なお、USEN MUSIC 版の利用契約の契約期間は、USEN MUSIC の利用契約の契約期間と同一とします。
- 4 S' sence 版は、当社が提供するオリジナル店内放送提供サービス「S' sence」を利用するサービスであり、契約者は S' sence 利用のために必要な契約を、あらかじめ当社と締結するものとします。
- 5 USEN MESSAGE により制作された独自アナウンスは、制作日から 2 年間、当社の管理するサーバにて保管され、当該期間の満了時に消去されます。ただし、当該期間満了時に現に利用のある場合は、この限りではありません。
- 6 USEN MESSAGE アプリのインストール、設定、バージョンアップまたは再インストールは、当社が行うものとし、契約者は自らこれらの行為を行ってはならないものとします。
- 7 USEN MESSAGE により制作された独自アナウンスにかかる著作権、著作隣接権その他一切の知的財産権およびノウハウは、当社または正当な権利を有する権利者に帰属するものとします。

第22条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 当社、外部事業者または、その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）
- (2) ハードウェアを使用して、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを撮影する行為
- (3) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容の映像データを本サービスに送信する行為
- (4) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
- (5) 猥褻な情報または青少年に有害な情報を送信する行為
- (6) 異性交際に関する情報を送信する行為
- (7) 法令または当社若しくは契約者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (8) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信する行為
- (9) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
- (10) 本サービスの全部または一部を商業目的で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みます。）
- (11) 当社または第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (12) 本サービスのサーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- (13) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の登録情報を取得する行為
- (14) 長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しく支障を生じさせる行為
- (15) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (16) 貸与機器等の転貸、譲渡、売却、担保の差し入れその他の処分をする行為
- (17) 貸与機器等を分解、改造、修理し、IoT 機器にあらかじめ行われた設定を変更（アプリの削除を含みます。）し、または当社が禁止するコンピュータプログラムのインストールをする行為

(18) 利用契約に定める対象店舗住所から IoT 機器を移動する行為（ただし、当社が契約者に対し個別に承諾した場合を除きます。）

(19) 当社の定める利用条件、利用環境、操作手順等に従わない行為

(20) その他、当社が不適切と判断する行為

- 2 当社は、本サービスにおける契約者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると当社が判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について、当社に故意または重過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第4章 貸与機器等の貸与

第23条（貸与機器等の貸与）

当社は、利用契約に基づき、契約者に対し貸与機器等を貸与します。なお、契約者は、貸与機器等の利用に必要な消耗品および貸与機器等を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、予告をすることなく貸与機器等を変更することがあります。
- 3 契約者は、利用契約の契約期間中であっても、貸与機器等を返却することができます。
- 4 前項の場合、契約者は別紙1料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

第24条（貸与機器等の返還）

契約者は、次の各号に該当する場合、当社所定の方法により貸与機器等を本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。ただし、契約者が当社が定めた返還期日までに貸与機器等を返還しない場合は、当社が回収を行うことができるものとします。この場合、契約者は当該回収に要した費用を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い当該費用を支払うものとします。

- (1) 利用契約が解除されたとき。
- (2) 第23条（IoT機器およびSTB等の貸与）第2項の規定により、当社が貸与機器等を変更するとき。
- (3) 契約者識別番号を変更するとき。
- (4) 不良・故障による交換等その他の事由で貸与機器等を利用しなくなったとき。
- (5) その他貸与機器等を利用しなくなったとき。
- 2 契約者は前項により当社に貸与機器等を返還する場合、貸与機器等にかかる蓄積データ等の一切を消去し、かつ、貸与機器等のロックを解除し、貸与された時の状態に戻した上で、当社が別途定める返却条件に従って、当社に返還するものとします。なお、当社は、契約者が貸与機器等の返還に際し蓄積データ等の消去を行わなかったことにより契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者は第1項の場合において、契約者が貸与機器等を返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。
- 4 契約者は、貸与機器等を毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、別紙1料金表第6（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。

第25条（貸与機器等の管理責任）

契約者は、貸与機器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2 契約者は、貸与機器等の盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
- 3 当社は、第三者が貸与機器等を利用した場合であっても、その貸与機器等の貸与を受けている契約者が利用したものとし、みなします。
- 4 貸与機器等の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとし、契約者は貸与機器等の利用において当社に損害等を与えた場合にはこれを賠償するものと

します。

- 5 契約者は、第 23 条（貸与機器等の貸与）第 2 項の規定により SIM カードを交換する場合を除き、据置型無線通信装置に内蔵した SIM カードを取り出してはならないものとします。
- 6 STB 等は、IoT 機器への接続のために 5GHz 帯の無線 LAN を有効にした状態で納入されます。契約者は、無線 LAN の周波数帯を 5GHz 帯以外に変更することを希望する場合には、当社に申し出るものとします。

第 5 章 料金等

第 26 条（料金）

本サービスおよび貸与機器等の賃貸借の料金は、別段の定めがない限り、別紙 1 料金表に定める料金とします。

第 27 条（支払義務）

契約者は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月 1 日から利用契約の解除があった日までの期間について、別紙 1 料金表第 1（基本利用料）に規定する基本利用料の支払を要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断または利用の停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料の支払は、次のとおりとします。
 - (1) 第 11 条（利用の一時休止）の規定により本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の基本利用料の支払いを要しません。
 - (2) 第 20 条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本利用料の支払を要します。
 - (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、第 35 条（責任の制限等）に該当する場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本利用料の支払を要します。
- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還しません。
- 4 契約者は、契約更新期間以外に利用契約の解除があったときは、別紙 1 料金表第 3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。
- 5 契約者は、本サービスにかかる利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙 1 料金表第 4（手続きに関する料金）に規定する料金の支払を要します。
- 6 契約者は、貸与機器等を貸与されている場合、本サービスの提供開始日の属する月の翌月 1 日から貸与機器等の貸与が終了する日の属する月の末日までの期間について、別紙 1 料金表第 5（レンタル料）に規定するレンタル料の支払を要します。
- 7 本条の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、当該定めが優先するものとします。

第 28 条（割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第 29 条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

第 30 条（債権の譲渡）

当社は、利用契約に基づき契約者が支払を要することとなった料金その他の債務にかかる債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

第 31 条（料金の再請求）

当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとし、再請求業務を第三者に委託した場合に当社が要した費用は、

契約者が負担するものとします。

第6章 保守

第32条（遠隔管理）

当社は、当社の監視システム等を通じて貸与機器等と通信を行い、死活監視その他当社が定める項目の監視を行います。

- 2 前項の監視により貸与機器等内のコンピュータプログラムが停止していることが判明した場合には、当社は、契約者に通知することなく直ちに、遠隔操作によりコンピュータプログラムが停止しているIoT機器の再起動を行うものとします。
- 3 第1項の監視により遠隔操作では解決しない障害が貸与機器等に発見された場合には、当社は、契約者に対し出張修理を案内します。
- 4 前項の案内または出張修理前に契約者と当社間で行われた連絡において契約者負担として説明された費用を除き、前三項の費用は基本利用料に含まれます。
- 5 貸与機器等との通信を行えない場合には、その原因が当社の故意または重過失によるものである場合を除き、当社は、本条に定める監視その他の行為を行う責任を負いません。

第33条（契約者の切分責任）

契約者は、本サービスを利用できないときその他障害を発見したときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、前項の通知があった場合には、速やかに障害等の原因を調査するものとします。
- 3 当社は、前項の調査の結果、遠隔操作により障害等の復旧が可能であると判断した場合には、遠隔操作により復旧を行います。
- 4 当社は、第2項の調査の結果、貸与機器等の修理が必要であると判断した場合には、出張修理を行います。この場合には、前条の規定を準用します。また、この場合契約者は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾するものとします
 - (1) 障害等の解消に貸与機器等の交換が必要となった場合には、交換後の機器が、交換前と同じ仕様の別の機器または同等の機能を有する仕様の異なる機器となる場合があること。
 - (2) 貸与機器等の故障の原因が契約者の責めに帰すべき事由によるものであると当社が判断した場合には、その調査および障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当および交通費等を含みます。）ならびに故障した機器、設備の修理または交換にかかる費用を、当社の請求に従い支払うこと。

第34条（修理部品）

当社は、貸与機器等の修理において、その一部に後継品、再生品または代替品を使用することがあります。

第7章 一般条項

第35条（責任の制限等）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に生じた損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスにかかる次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 別紙1料金表第1（基本利用料）に規定する料金
- 3 第1項の場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって、契約者または第三者に与えた損害について賠償の責任を負いません。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービ

スの提供を行わなかったときは、この限りではありません

第36条（免責）

当社は、次に掲げる事由ならびにこれに起因して契約者または第三者に生じた損害および損失について、賠償、補填その他の法律上の責任を負いません。

- (1) 当社の責めに帰することができない事由により生じた本サービスの停止
- (2) 天災、事変および降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
- (3) 他の契約者の行為に起因する本サービスの障害
- (4) 逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害
- (5) 台風、地震、落雷などの自然災害に起因して生じた契約者または対象店舗が所有または占有する動産もしくは不動産に対する損害
- (6) 契約者と別途の合意により本サービスに関連して設置した本サービスに関連した機器の設置または保守の工事から1年を経過した後の施工または作業箇所が発生した不具合
- (7) プログラムまたはAIチャンネルに使用する楽曲および店内アナウンスの変更による損害や不具合
- (8) 本サービスの一部または全部の廃止

第37条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、利用契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面により申請するものとします。

第38条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第20条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合において、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと判断したときは、利用契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が第20条（本サービスの提供の停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、当該事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと判断したときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者に対し第42条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、次に掲げる場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体若しくはその行為者である場合または反社会的勢力であったと判明した場合
 - (2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をした場合
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (4) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、自身またはその関係者が反社会的勢力である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合
 - (6) 契約者が、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
 - (7) 財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分があったとき
 - (9) 本約款に定める条項につき重大な違反があったとき、または、本サービスの提供の継続が不可能と当社が判断した場合
- 6 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第39条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合には、当社は、契約者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。

第40条（業務の一部委託）

当社は本サービスを提供するにあたり、申し込みの取次、料金の請求、料金の徴収およびその他の業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。

第41条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等本サービスにかかる当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第42条（是正措置）

当社は、契約者が次に該当すると認められた場合には、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができます。

- (1) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為。

第43条（個人情報等の保護）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および当社が別途定める「個人情報保護方針（<https://usen.com/legal/privacy1.html>）」および「個人情報の取扱いについて（<https://usen.com/legal/privacy2.html>）」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社は、契約者の個人情報について当社規定に従うほか、以下の目的で利用します。

- ① 契約者への本サービスの提供
 - ② 契約者の管理
 - ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
 - ④ 貸与機器等の梱包、発送業務
 - ⑤ 料金の請求に関する業務
 - ⑥ 契約者からの問合せへの対応業務
 - ⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
 - ⑧ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
 - ⑨ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
 - ⑩ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
- 3 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、（イ）契約者の同意が得られた場合、（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、必要に応じて個人情報を開示することがあります。
- 4 当社は、当社規程に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第44条（地位の承継）

契約者に相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。

- 2 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

第45条（分離条項）

本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

第46条（準拠法）

本約款および利用契約の準拠法は、日本法とします。

第47条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023年7月18日 制定 ※「USEN IoT PLATFORM サービス契約約款」から「USEN MUSIC」を分割して新設

2023年9月1日 改定

2023年9月12日 改定

2023年9月19日 改定

2023年10月23日 改定

【別紙 1】料金表

通則

(料金の計算方法など)

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、料金を合計した額を契約者へ請求します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

5 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が申込書で指定した方法により支払うものとします。

(料金額の表示)

6 本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とします。本サービスに関する料金額について支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時にその料金および工事費を減免することがあります。

8 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

9 本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

料金表

第1 基本利用料

基本利用料は、第27条(支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本利用料の適用																															
(1) 基本利用料の料金種別の選択	基本利用料は、通信PLANごとに、次表に定めるとおりとします。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信 PLAN 名</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>USEN AIR IP 電話専用 PLAN</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR ベーシック通信 PLAN</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR プレミアム通信 PLAN</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR BGM 専用 PLAN</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR 法人カスタマイズ PLAN</td> <td>※別途見積</td> </tr> <tr> <td>USEN MUSIC スタンダード PLAN WiFi モデル</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>USEN MUSIC スタンダード PLAN LTE モデル</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>USEN MUSIC with AIR LTE 通信なし PLAN</td> <td>5,300 円</td> </tr> <tr> <td>USEN MUSIC with AIR BGM 専用 PLAN</td> <td>5,800 円</td> </tr> <tr> <td>USEN MUSIC with AIR ベーシック通信 PLAN</td> <td>6,300 円</td> </tr> <tr> <td>USEN MUSIC with AIR プレミアム通信 PLAN</td> <td>7,300 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR M2M サイネージ専用スモール PLAN (1 台まで)</td> <td>980 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR M2M サイネージ専用ラージ PLAN (3 台まで)</td> <td>1,980 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR M2M カメラ専用 PLAN (台数限定)</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	通信 PLAN 名	料金額 (月額)	USEN AIR IP 電話専用 PLAN	1,500 円	USEN AIR ベーシック通信 PLAN	2,500 円	USEN AIR プレミアム通信 PLAN	3,500 円	USEN AIR BGM 専用 PLAN	1,500 円	USEN AIR 法人カスタマイズ PLAN	※別途見積	USEN MUSIC スタンダード PLAN WiFi モデル	6,000 円	USEN MUSIC スタンダード PLAN LTE モデル	7,000 円	USEN MUSIC with AIR LTE 通信なし PLAN	5,300 円	USEN MUSIC with AIR BGM 専用 PLAN	5,800 円	USEN MUSIC with AIR ベーシック通信 PLAN	6,300 円	USEN MUSIC with AIR プレミアム通信 PLAN	7,300 円	USEN AIR M2M サイネージ専用スモール PLAN (1 台まで)	980 円	USEN AIR M2M サイネージ専用ラージ PLAN (3 台まで)	1,980 円	USEN AIR M2M カメラ専用 PLAN (台数限定)	3,000 円
	通信 PLAN 名	料金額 (月額)																													
	USEN AIR IP 電話専用 PLAN	1,500 円																													
	USEN AIR ベーシック通信 PLAN	2,500 円																													
	USEN AIR プレミアム通信 PLAN	3,500 円																													
	USEN AIR BGM 専用 PLAN	1,500 円																													
	USEN AIR 法人カスタマイズ PLAN	※別途見積																													
	USEN MUSIC スタンダード PLAN WiFi モデル	6,000 円																													
	USEN MUSIC スタンダード PLAN LTE モデル	7,000 円																													
	USEN MUSIC with AIR LTE 通信なし PLAN	5,300 円																													
	USEN MUSIC with AIR BGM 専用 PLAN	5,800 円																													
	USEN MUSIC with AIR ベーシック通信 PLAN	6,300 円																													
	USEN MUSIC with AIR プレミアム通信 PLAN	7,300 円																													
USEN AIR M2M サイネージ専用スモール PLAN (1 台まで)	980 円																														
USEN AIR M2M サイネージ専用ラージ PLAN (3 台まで)	1,980 円																														
USEN AIR M2M カメラ専用 PLAN (台数限定)	3,000 円																														

	USEN AIR M2M BGM 専用 PLAN (MPX-1、S' sence)	1,000 円
	USEN AIR M2M 法人カスタマイズ PLAN	※別途見積
	<p>備考</p> <p>1 通信 PLAN 「USEN AIR ベーシック通信 PLAN」 「USEN MUSIC ベーシック通信 PLAN」は、月間のデータ通信量が 10GB 以下と見込まれる契約者向けです。なお、月間のデータ通信量が 10GB を超えた場合には、その月末日まで、通信速度は最大 500kbps に制限されます。</p> <p>2 通信 PLAN 「USEN AIR プレミアム通信 PLAN」 「USEN MUSIC プレミアム通信 PLAN」は、月間のデータ通信量が 25GB 以下と見込まれる契約者向けです。なお、月間のデータ通信量が 25GB を超えた場合には、その月末日まで、通信速度は最大 500kbps に制限されます。</p> <p>3 通信 PLAN 「USEN AIR 法人カスタマイズ PLAN」 及び 「USEN AIR M2M 法人カスタマイズ PLAN」は、月間のデータが一定量を超えた場合には、その月末日まで通信速度が制限される通信 PLAN です。料金額、通信量の上限および制限後の通信速度は、契約者と当社との間で別途書面にて取り決めるものとします。</p>	
(2) 契約期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用	<p>ア 本サービスには、一の契約ごとに契約期間があります。</p> <p>イ 契約者は、契約期間内に契約の解除などがあった場合は、第27条（支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、料金表第3（契約解除料）に規定する金額を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	

第 2 初期費用

1 本サービスにおける初期費用および利用料（基本料金以外）は、下記の通りとします。なお、当該初期費用および利用料は、当社から契約者に対して、改定をする 1ヶ月前までに当社が通知をすることにより改定できるものとします。

初期費用	料金額
USEN MUSIC サービス加入料	30,000 円
SIM 発行事務手数料	3,000 円

第 3 契約解除料

1 適用

契約解除料は、第 27 条（支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容	
(1) 契約解除料の適用	契約解除料は、次のとおりとします。	
	種別	内容
	解約事務手数料	契約更新期間以外の日にご利用契約の解除があったときに支払いを要します。
	違約金	契約更新期間以外の日にご利用契約の解除があったときに支払いを要します。

2 契約解除料

契約解除料は、利用契約の申込日により、また、契約者が法人※1または個人（個人事業主を含みます）のいずれであるかにより、それぞれ次のとおりとします。

※1 法人とは、法律にもとづいて設立された、法人格を有する組織・団体をいいます。

法人格の例：株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、一般社団法人、公益

社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO 法人など

利用契約の申込日が 2022 年 6 月 30 日以前である場合

種別	単位	契約者	金額（課税対象外）
解約事務手数料	利用契約ごとに	全て	10,000円
違約金	利用契約ごとに	全て	契約期間の残期間分の基本利用料に相当する額

利用契約の申込日が 2022 年 7 月 1 日以降である場合

①法人の場合

種別	単位	金額（課税対象外）
解約事務手数料	利用契約ごとに	10,000円
違約金	利用契約ごとに	契約期間の残期間分の基本利用料に相当する額

②個人の場合

契約プラン	単位	解約事務手数料（課税対象外）
通信 PLAN および通信 PLAN とのセットプラン	利用契約ごとに	0円
上記プラン以外	利用契約ごとに	10,000円

契約プラン	単位	違約金（課税対象外）
通信 PLAN および通信 PLAN とのセットプラン	利用契約ごとに	月額利用料の 1 ヶ月分 ※2
上記プラン以外	利用契約ごとに	契約期間の残期間分の基本利用料に相当する額

※2 初回の契約期間中にのみ発生するものとし、更新後は発生しないものとします。

第 4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金は、第 27 条（支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

1 利用契約ごと

区分	内容	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。
一時提供休止手数料	休止を開始する月の前々月末日までに、当社所定の方法で通知のうえ、月の初日を開始日とした 6 ヶ月以内において本サービスの一時提供休止を行う場合、2（料金額）に規定する一時提供休止手数料の支払いを要します。	

2 料金額

1 利用契約ごと

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円
一時提供休止手数料	休止1回ごとに	3,000円
SIMカードの再発行手数料	1 契約ごとに	3,000円
チューナー交換手数料	1 台あたり	30,000円
備考 チューナー交換によりUSEN MUSICへサービスを変更する場合、当社が個別に承諾した場合を除き交換手数料と別にSIM発行手数料をお支払いいただきます。		

第5 レンタル料

1 適用

IoT機器のレンタル料は、次のとおりとします。

2 レンタル料

IoT機器	単位	料金額（月額）
タブレット（8インチディスプレイ）	1台ごとに	500円
Bluetoothスピーカー	1台ごとに	500円
Bluetooth中継アンプ	1台ごとに	1,000円
アクセスポイント	1台ごとに	1,000円
ミキサーつきアンプ	1台ごとに	2,000円
大型スピーカー	1ペアごとに	1,500円
備考 USEN MUSICの利用には、通信PLANまたはセットプランにかかわらず、タブレット（8インチディスプレイ）1台が必要になり、このレンタル料は免除されます。		

第6 紛失・損害金（一時金）

項目	単位	料金額（課税対象外）
タブレット	1台ごとに	15,000円
STB等	1台ごとに	30,000円
STB等（USEN AIR用に限る。）	1台ごとに	15,000円
Bluetoothスピーカー	1台ごとに	10,000円
Bluetooth中継アンプ	1台ごとに	10,000円
アクセスポイント	1台ごとに	15,000円
ミキサーつきアンプ	1台ごとに	50,000円
大型スピーカー	1ペアごとに	20,000円

2023年9月12日 改定

2023年9月19日 改定

2023年10月23日 改定

2024年5月15日 改定

【別紙2】 トライアル利用に関する特則

- 1 契約者は、別段の定めがある場合を除き、本サービスの利用契約を締結する前に限り、当社指定の方法で申請のうえ当社が承諾した場合、本サービスのトライアル利用を行うことができます。
- 2 トライアル利用には、本約款の各規定を準用します。
- 3 トライアル利用の期間は、利用者（トライアル利用を当社が承諾した者をいいます。以下同じとします。）からの第1項による申請に基づき当社が定める期間とし、当社が承諾した場合には、期間の延長を行うことができます。
- 4 利用者は、トライアル利用の期間満了日の7日前まではいつでも、本サービスの利用契約の申込みをすることができます。この場合には、利用契約の成立日にトライアル利用は終了し、当該成立日を本サービスの提供開始日とします。
- 5 当社が、利用者と連絡が取れなくなった場合、またはトライアル利用の期間満了日の7日前までに利用者から本サービスの利用契約の申込みがない場合、期間満了日にトライアル利用は終了します。
- 6 利用者は、トライアル利用の期間中、トライアル利用の中止を希望する日の前日までに当社に申し出ることにより、トライアル利用を中止することができます。
- 7 トライアル利用期間中に貸与機器等を毀損し、または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できなくなった場合には、別紙1料金表第6（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。

【別紙3】 契約者指定場所への配送に関する特則

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社と事前に協議のうえ、当社が可能と判断した場合は、貸与機器等について、利用開始希望日までに契約者が指定する設置場所に配送することを当社に依頼することができるものとし、当社は、当社が指定する者により、契約者が指定する設置場所に配送します。ただし、本サービス、貸与機器等の種類および設置場所または利用の状況により、配送することができない場合があることを、契約者は予め承諾します。
- 2 前項により貸与機器等の配送を行った場合、本サービスの利用開始日は、当該配送が完了した日（サービス変更の場合は変更実施日の属する月の翌月1日）とします。
- 3 契約者は、配送された貸与機器等については、自らの責任と費用において本サービスを利用するために必要な設定、設置を行い、善良なる管理者の注意義務をもって管理、運用するものとし、
- 4 当社は、前項により契約者が実施し設定、設置に起因する障害、事故および第三者との紛争等に対し、一切の責任を負わないものとし、
- 5 契約者は本サービスの利用契約が終了した場合、自らの責任と費用により、直ちにIoT機器を当社所定の方法により、当社に返却するものとし、当社への貸与機器等の返却完了を以て当該利用契約の終了とします。
- 6 前項に定める貸与機器等返却に際し、当社への返却物品以外の物品が含まれていた場合は、当社は契約者に何らの通知なく破棄し、当該物品に関する損害は一切補償しません。
- 7 貸与機器等の滅失、毀損、紛失、盗難等により貸与機器等の返却が不可能となった場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知し、別紙1第6に定める紛失・損害金を支払うものとし、